

平成28年1月18日

厚生労働省 医政局
看護課長 岩澤和子 様

公益社団法人全国助産師教育協議会会長 井村真澄



公益社団法人日本助産師会会长 岡本喜代子



一般社団法人日本助産学会理事長 高田昌代



一般財団法人日本助産評価機構理事長 堀内成子



母性看護学実習における臨地実習に関する要望

貴局/貴課におかれましては、常より看護教育の質担保と充実のため、積極的な施策を開かれていることを高く評価申し上げております。

先般発出された「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」（平成27年9月1日医政看発0910第4号）において、産科医療施設において実習を行わない場合の母性看護実習の例示として、従来の「学内演習」を「実践活動外学習」の学習内容をそれに充てること、および妊娠期から産褥早期の母子と家族対象以外の臨地実習例が提案されています。

看護師等養成所では産科医療施設における臨地実習の確保が困難であるとの状況等を踏まえ提案された通達と位置づけられる一方で、妊娠婦・新生児・その家族を対象とした実習を行わないことに加えて、実習の1/3の期間にあたる一週間を学内演習に置き換える代替案が、看護基礎教育を担う看護師養成機関で実際に行われた場合には、看護学生への教育の質低下への影響は甚大であると考えます。

胎児期から老年期まで全てのライフステージにある人々を対象とする看護職にとって、人が胎内で育ち誕生する妊娠期から産褥早期の母子および家族の誕生と成長発達段階を深く理解しそのケアを学ぶには、産科医療施設での実習が非常に重要であると考えます。特に青年期にある学生が、すべての人々の命の成り立ちやその尊厳を学ぶ臨床実習は、看護学生個人の成長と発達過程においても極めて貴重な体験となります。

それらを学習しうる実習経験が皆無のまま、看護専門職として育成されることはゆゆしき事態であり、人の一生を支える看護職の最小限の基礎教育とは言い難いと考えます。

以上より、母子に関わる看護においては、産科医療施設での学びが是非とも必要であり、妊娠婦・新生児・その家族へのケアを臨地で直接学ぶ機会がないまま、専門職業人として業務に従事することのないよう、以下の事項を強く要望いたします。

要望事項

1. 看護師養成課程における母性看護学実習において、現存する産科医療施設を看護学生の実習場所に足りる条件整備を行い、産科医療施設での臨地実習を確保するための対策を積極的に推進していただきたい。
 - 1) 病院・診療所・助産所における実習指導者養成研修の推進
 - 2) 病院・診療所・助産所における実習指導者確保のための雇用条件の改善
 - 3) 上記のための補助金等の支援策の創設と実施
2. 先般発出された通達において示された、貴課の本意と趣旨および本来的に望ましい臨地実習展開の重要性と必要性について、全国の看護教育機関にあまねく情報発信し周知徹底するとともに、実習実施状況の監視・評価・必要時の指導を行っていただきたい。
 - 1) 看護、助産諸学会・団体の会合等での説明会の開催
 - 2) 厚労省当該ホームページ上での厚労省の本意と趣旨の説明
 - 3) 全国の看護師教育機関が、母性看護学実習を安易な学内演習に置き換えることの無いよう、実習実施状況とその適切性の継続的監視と指導の実施

要望理由

1. 看護学生は、妊娠期から産褥期、新生児期、家族誕生期に関する実習体験を通して、その現象を観察しより深く理解し、学習を深化させることができる。

看護に必要な観察・判断・ケア計画立案・実施・評価等の看護実践に必要な能力は、臨床において実際の対象者と関わるリアルタイムの双方向的関係性において、極めて効果的に育成されるのであり、産科医療施設における実習は決して従来の学内演習で代替できるものではなく、産科医療施設等、実習施設の確保(病院・診療所での実習指導者の養成・確保・補助金の提供等)のための対策を進める必要がある。

少子化、女性の社会進出、妊娠・出産・育児を含むワークライフバランス、男女平等の自己実現が望まれる現在こそ、看護職が女性のリプロダクティブヘルス・ライツと家族の誕生と成長の擁護者、推進者、具体的支援者としての役割を担うに足る看護基礎教育母性看護学実習の充実を図ることが必要である。
2. 先般発出された「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」(平成27年9月1日医政看発0910第4号)では、「実践活動外学習は、あくまで臨地実習を充実させることを目的としたものであり、教育の質の担保という観点からも、実践の場における学習時間を十分確保した上で、その目的を明確にし、計画的に行う必要があることを申し添えます。」とある。貴課の通達は、看護師等養成所に対して発せられたが、実際にはその情報は日本全国の看護教育機関の知るところとなり、一部の教育機関では戸惑いや不安が生じている。さらに、多くの看護教育関係者は、通達の本意と趣旨とは異なった誤解、曲解、安易な適用がなされる危険性がある事を大いに危惧し、母性看護基礎教育の質低下を招く恐れがある事を大変懸念している。これらの現状を踏まえ、貴課通達の本意と趣旨の周知を図り、母性看護学教育の質低下を食い止める啓発広報活動が是非とも必要である。